

# 山梨県公報

第二千五百四十三号

平成二十七年

九月十四日

月 曜 日

## 目 次

- 山梨県男女共同参画に関する県民意識・実態調査の実施……………六〇九
- 保安林の指定の予定……………六〇九
- 保安林の指定の解除の予定……………六一〇
- 保安林の指定施業要件の変更予定(四件)……………六一〇
- 道路の区域変更(二件)……………六一一

公 告

- 砂利採取業務主任者試験の実施……………六一二
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(六件)……………六一二

教育委員会

- 非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令……………六一四
- 山梨県指定有形文化財の指定……………六一四

## 告 示

### 山梨県告示第二百八十七号

山梨県男女共同参画に関する県民意識・実態調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(平成二十年山梨県条例第五十号)第三条第二項の規定により、告示する。

平成二十七年九月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

#### 一 調査の名称

山梨県男女共同参画に関する県民意識・実態調査

#### 二 調査の目的

この調査は、県民の男女共同参画に関する意識及び生活の実態を把握することにより、男女共同参画施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

#### 三 報告を求める事項

県民の男女共同参画に関する意識及び生活の実態に係る事項

#### 四 基準となる期日又は期間

平成二十七年九月十七日から同月三十日までを調査基準期間とする。ただし、年齢については、同月一日を調査基準日とする。

#### 五 報告を求める者

- 1 調査地域  
山梨県全域

#### 2 調査対象

県内市町村の住民基本台帳から無作為に抽出した三千人の二十歳以上の者

#### 六 報告を求めるために用いる方法

自計式調査とし、調査票の配付および回収は、郵送により行う。

#### 七 報告を求める期間

平成二十七年九月十七日から同月三十日までを調査期間とする。

### 山梨県告示第二百八十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年九月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

#### 一 保安林の所在場所

北杜市白州町横手字前山四三三三の一六一、四三三三の二二一、四三三三の二二三、四三三三の三三三、四三三三の四五七、四三三三の四五八

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字前山四三三三の一六一・四三三三の二二一・四三三三の二二三・四三三三の三三三・四三三三の四五七(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

**山梨県告示第二百八十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十七年九月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 解除に係る保安林の所在場所

南巨摩郡南部町福土字矢島五三八三の二三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

**山梨県告示第二百九十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年九月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大月市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

**山梨県告示第二百九十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年九月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大月市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大月市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

**山梨県告示第二百九十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年九月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南都留郡富士河口湖町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、富士河口湖町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第二百九十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年九月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 北都留郡小菅村（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
  - 三 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び小菅村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第二百九十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年十月五日まで一般の

縦覧に供する。

平成二十七年九月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 甲府南アルプス線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
甲斐市西八幡字下川除附釜無川左岸堤防敷地先から 甲斐市西八幡字下川除附釜無川左岸堤防敷地先まで	一三三・八 三九・八	二三三・八 三九・八	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
				九〇・二

**山梨県告示第二百九十五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年十月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 甲府昇仙峡線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
甲斐市吉沢字上組平官有無番地先から 甲府市平瀬町字目黒三三〇一番の三地先まで	一一・四 五二・〇	六・〇	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
				一一二・二

		新	
	六・〇、 五七・九	一一・八、 五五・一	五二・〇 一六四・五
			一一二・二

# 公 告

● 砂利採取業務主任者試験の実施  
 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十七年九月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

## 一 試験日時

平成二十七年十一月十三日（金）午前十時から正午まで

## 二 試験場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館四〇六会議室

## 三 受験資格

年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。

## 四 試験科目

次に掲げる科目について筆記試験を行う。

### 1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

## 五 受験手続

### 1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、縦四センチメートル、横三センチメートル、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの） 一枚

記載したもの）一枚

記載したもの）一枚

### 2 受験手数料

八千円（受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

## 六 受験願書受付期間

平成二十七年十月二十三日（金）から同年十一月六日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時まで。ただし、郵送の場合は、同月六日までの消印のあるものは有効とする。

## 七 受験願書の提出先

受験願書は山梨県森林環境部森林整備課（甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。

## 八 合格者の発表

平成二十七年十一月二十日（金）に山梨県庁防災新館東側掲示板及び山梨県のホームページにおいて合格者の受験番号を発表するとともに、合格者に通知する。

## 九 その他

### 1 試験当日持参するもの

(一) 受験票

(二) 筆記用具

2 不明な点については、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五―二三三―一六四五）に問い合わせること。

## ● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年九月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

### 一 処分をした年月日 平成二十七年八月十六日

### 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 明立工業

2 主たる営業所の所在地 北杜市高根町清里千八百七十番地

3 代表者の氏名 浅川久志

### 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第三九七二号

### 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

消し

五 処分の原因となった事実 平成二十七年七月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年九月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 処分をした年月日 平成二十七年八月十六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 尾上設備工業

2 主たる営業所の所在地 都留市鹿留二百二十四番地一

3 代表者の氏名 尾上廣明

三 許可番号 山梨県知事許可（般一二六）第九二六二号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十七年七月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年九月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 処分をした年月日 平成二十七年八月十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 ワタケン工業株式会社

2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川三郷町市川大門千八百七十九番地一

3 代表者の氏名 渡辺一夫

三 許可番号 山梨県知事許可（般一二二）第九四八〇号

四 処分の内容 屋根工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十七年八月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年九月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 処分をした年月日 平成二十七年八月十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 株式会社金井組

2 主たる営業所の所在地 山梨市大野百四十五番地一

3 代表者の氏名 金井保雄

三 許可番号 山梨県知事許可（般一二五）第九七三三号

四 処分の内容 石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十七年八月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年九月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 処分をした年月日 平成二十七年八月二十三日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 渡辺建設

2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町西湖三千百四十三番地二

3 代表者の氏名 渡辺要助

三 許可番号 山梨県知事許可（般一二四）第七二六三三号

四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十七年七月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年九月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年八月三十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 有限会社今井工務店
  - 2 主たる営業所の所在地 北杜市小淵沢町上笹尾二千五百三十八番地八十五
  - 3 代表者の氏名 今井文彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般一二六）第一六五七号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年八月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

### 教育委員会

山梨県教育委員会訓令甲第三号

序 中 一 般  
 教 育 事 務 所  
 県 立 学 校  
 公 立 小 学 校  
 公 立 中 学 校

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年九月十四日

山梨県教育委員会

委員長 長 田 由布紀

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程（昭和二十八年山梨県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「二、七七〇円」を「二、七八〇円」に、「一、四三〇円」を「一、四四〇円」に改める。

### 附 則

この訓令は、平成二十七年十月一日から施行する。

### 山梨県教育委員会告示第三号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第四条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定有形文化財として指定する。

平成二十七年九月十四日

山梨県教育委員会

委員長 長 田 由布紀

有形文化財の部  
考古資料

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
安道寺遺跡 出土品	八点	深鉢形土器三点、有孔鏝付土器一点、把手残欠四点	山梨県	甲府市丸の内一丁目六番一号	甲府市下曾根町九二三番地山梨県立考古博物館